

掛川市空き家活用お片付け補助金

昭和 56 年 6 月 1 日以降に建築された住宅（一部地域を除く）で「空き家」となっている物件を活用するために「お片付け」をする場合に補助金を交付します。



対象者

不動産業を営む者以外の者で、空き家を流通させる意思があるもので以下のいずれかに該当するもの

- ① 空き家を所有している者
- ② 空き家の所有者の相続人
- ③ 成年後見人等の届出により、当該空き家の賃貸又は売却する権利を有する者
- ④ ①から③までに掲げるもののほか、当該空き家を賃貸又は売却する権利を有する者

対象となる空き家

次に掲げるすべての条件を満たすもの

- ① 所有者が自己の居住又は貸出を目的として取得したが、現に1年以上、敷地内に人が居住していないもの
- ② 市が指定する空き家バンクに掲載又は不動産会社と媒介契約を締結しているもの
- ③ 戸建て住宅又は事業用家屋面積が延べ床面積の2分の1未満の併用住宅
- ④ 昭和 56 年 6 月 1 日以降に建築された家屋（景観形成重点地区の区域内に所在する家屋を除く）
- ⑤ 国、地方公共団体その他公の機関が所有していないもの
- ⑥ 所有権以外の権利が設定されていない又は設定されている権利にかかる権利者全てに空き家活用お片付け事業実施の同意が得られたもの

空き家のお片付け事業とは

空き家バンクに掲載又は不動産会社と媒介契約を締結している空き家内の残置物の回収、廃棄その他市長が認める作業を実施する事業

助成内容

事業に要する費用の3分の2以内で限度額は 20万円

実施期間

令和 6 年 4 月 1 日～（予算がなくなり次第終了）

お問い合わせ先
掛川市役所 都市政策課 建築・空き家対策係
電話番号 0537-21-1152
メール tosiseisaku@city.kakegawa.shizuoka.jp